

附属書八（第七章関係） 自然人の移動に関する特定の約束

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第六十五条に規定する日本国及びスイスの特定の約束である。

付録一 日本国の特定の約束

日本国は、この付録の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるスイスの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節 短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するスイスの自然人については、九十日間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 企業内転勤者

1 次の(a)から(c)までの要件を満たすスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国の区域内においてサービスを提供し、又は日本国の区域内において投資を行う公私の機関によつて雇用されている者であること。

(b) 当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者であること。

(i) 長として支店又は代表事務所を管理する活動

(ii) 役員又は監査役として公私の機関を管理する活動

(iii) 公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、日

本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるものの

注釈 この付録の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2 1(c)(iv)又は(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修了することによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節 投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するスイスの自然人については、一年間又

は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国の区域内における事業に投資してその経営を行う活動
- (b) 日本国の者以外の者であつて日本国の区域内における事業に投資しているものに代わつてその事業の経営を行う活動

- (c) 日本国の区域内における事業であつて日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節 自由職業サービスに従事するスイスの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するスイスの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、

当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

- (c) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス
- (e) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

- (f) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必

要とする事業活動に従事するスイスの自然人

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの事業活動であってサービスの提供に係るものに従事するスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「技術」の在留資格に基づくもの
- (b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

注釈 この(a)及び(b)に規定する活動には、次のサービスの提供に係る活動を含む。

- ― 会計検査サービス
- ― 建築サービス、関連する科学及び技術に関する相談サービス並びに技術試験及び分析サービス
- ― 監査サービス
- ― 事業体の税務計画及び相談サービス
- ― 事業税の申告書類等の作成及び検査サービス
- ― 機械及び工業設備のエンジニアリング・サービス（設置及び保守に関連するエンジニアリング・サービスを含む。）
- ― 航空機に関連するエンジニアリング・サービス（航空機の保守及び修理サービスに関連するエンジニアリング・サービスを含む。）
- ― 金融に関する助言サービス

― 経営相談サービス

― 研究及び開発のサービス

― ソフトウェアに関する相談サービス

2 1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

付録二 スイスの特定の約束

第一条 適用範囲

この付録には、自然人の移動に関するスイスの約束を定める。この付録の規定は、日本国の者について適用する。

第一節 サービス分野

第二条 自然人の分類に係る定義

- 1 2及び3に定義する自然人の分類は、この付録の第三条の規定の適用について関連を有する。
- 2 特定の事業体又は会社内の転勤としてスイスに転任する重要な職責を有する者（企業内転勤者）
スイス外にある日本国の特定の事業体又は会社（以下この付録において「企業」という。）が、スイスに設立した支店、子会社又は提携する会社を通じてスイスにおいてサービスを提供する場合において、その企業の被用者である次の(a)及び(b)に定義される者が、当該企業内の転勤としてスイスに転任するとき
は、当該者。ただし、当該者については、重要な職責を有する者に限るものとし、かつ、スイスへの入国

に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である者に限る。

(a) 役員及び上級管理職

当該企業又はその一部門を主として指示する自然人であつて、当該企業の上級役員、役員会又は株主から一般的な監督又は指示のみを受けるもの（当該企業のサービスの実際の提供に関連する業務を直接行う自然人を除く。）

(b) 専門家

高度の資格を有する自然人であつて、当該企業のサービス、研究設備、技術又は経営の分野における高度の水準の専門知識を有することにより、特定のサービスを提供するために当該企業内において重要な職責を有するもの

3 スイスに移動する他の重要な職責を有する者

(a) 短期の商用訪問者及びサービスの販売契約の締結に従事する者

(i) 業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用訪問者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であつてスイス外にあるものの被用者である自然人が、スイ

スへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合において、当該自然人が2(a)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、スイスに当該企業の業務上の拠点を設立する目的でスイスに入国しようとしている場合に限る。短期の商用訪問者が業務上の拠点の設立に責任を負う者である場合には、当該者については、一般公衆に対してサービスを直接販売し、又は自らサービスを提供してはならない。

(ii) サービスの販売契約の締結に従事する者

企業によって雇用され、又は委任を受けている自然人が、当該自然人を雇用し、又は委任を与えている当該企業に代わってサービスの販売契約を締結するためにスイスに一時的に滞在する場合には、当該自然人。サービスの販売契約の締結に従事する者については、一般公衆に対してサービスを直接販売し、又は自らサービスを提供してはならない。

(b) 契約に基づくサービス提供者

(i) 企業の被用者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるもの（中央生産物分類（以下この付

録において「CPC」という。）八七二に定義するサービスを提供する企業を除くものとし、かつ、スイスにおいて実質的な事業活動に従事する別の企業とサービス契約を締結している企業に限る。）の被用者である自然人が、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合において、当該自然人が2(b)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、当該企業に代わって、(b)に掲げるサービス分野の自由職業家としてスイスにおいてサービスを提供する者に限るものとし、更に三年間の関連する経験を有することを要件とする。限られた数のサービス提供者に許可される入国及び一時的な滞在については、サービス契約毎にその滞在期間を三箇月間とし、かつ、許可されるサービス提供者の数については、当該サービス契約に基づいて遂行される業務の範囲に応ずるものとする。当該企業によって雇用されていない個人のサービス提供者については、スイスの雇用市場への進出を求める自然人とみなされる。

(ii) 次のサービス分野については、(i)の規定の対象となる。

- (AA) コンピュータ・ハードウェアの設置に関連する相談サービス（CPC八四一）
- (BB) ソフトウェアの実行等に関するサービス（CPC八四二）

- (CC) 研究及び開発のサービス（C P C 八五一一八五三）
- (DD) 法的な助言サービス（C P C 八六一の一部）。ただし、ティッチーノ州においては、スイス財政法に関する法的な助言サービスについては、「受託顧問会計士」による提供に限る。
- (EE) 銀行の監査を除く監査サービス（C P C 八六二一の一部）。ただし、「合資会社」又は「無限責任社員による株式会社」の監査役の少なくとも一については、スイスに本拠地、主要な事務所又は登録された支店を有しなければならない。
- (FF) 会計検査サービス（C P C 八六二一二）
- (GG) 事業体の税務計画及び相談サービス（C P C 八六三〇一）
- (HH) 事業税の申告書類等の作成及び検査サービス（C P C 八六三〇二）
- (II) 経営相談サービス（C P C 八六五）
- (JJ) 建築サービス（C P C 八六七一）
- (KK) エンジニアリング・サービス（C P C 八六七二）。ただし、地籍活動及び関連する活動については、資格を有する測量技師が試験に合格することによりスイスの免許を付与された場合のみ行う

ことができる。

- (L) 総合エンジニアリング・サービス（C P C 八六七三）
- (M) 都市計画サービス（C P C 八六七四一）
- (N) 関連する科学及び技術に関する相談サービス（C P C 八六七五）
- (O) 技術試験及び分析サービス（C P C 八六七六）
- (P) 航空機の保守及び修理（C P C 八八六八の一部）
- (c) 設置及び保守のサービス提供者

機械又は工業設備の設置又は保守のサービスを提供する資格を有する専門家。当該サービスの提供については、C P C 八七二に定義するサービスを提供する企業と関連して行われるサービスの提供は除き、報酬又は契約に基づいて行なわれ、及び機械又は工業設備の製造者である企業と当該機械又は工業設備の所有者である企業との間で締結される設置又は保守に係る契約に従うものとする。

第三条 入国及び一時的な滞在に関する一般規定、条件及び制限

1 第七章の規定にかかわらず、前条2及び3に定義する分類に該当する自然人の入国及び一時的な滞在に

関する約束については、第六章の規定（定義に係る規定を含む。）に従うものとする。特に、附属書三の付録二に規定するいかなる制限及び条件も適用する。この節の約束については、スイスがサービス貿易一般協定に基づいて特定の約束を行ったサービス分野についてのみ適用する。

2 スイスは、前条2及び3に定義する分類に該当する自然人に関する措置を除くほか、商用目的の自然人の入国及び一時的な滞在に関連する措置を維持し、修正し、又は採用する権利を留保する。当該自然人については、次の(a)から(f)までに規定する条件及び制限並びに外国のサービス提供者によるスイスへの入国及びスイスにおける滞在には許可（在留許可及び就労許可）が必要であるとの条件に従わなければならない。

(a) 支店及び活動場所における一般的な労働条件であつて、法律又は労働協約が規定するもの（特に、報酬及び労働時間に関するもの）

(b) スイスにおける職業の変更及び地理的移動を制限する措置（例えば、居住地を変更するための許可要件）

(c) 社会保障及び公的年金計画に係る法律上の制度に関連する規制（特に、資格期間及び居住要件に関する

るもの)

(d) 当該自然人に関する措置の執行に責任を負う当局の要請があつた場合には、当該自然人を雇用する企業が当該当局と協力するとの要件

(e) 補助金、税制上の優遇措置及び税額控除の受給者となる資格については、スイスの特定の地理的地域に居住する自然人に限ることができるという制限

(f) 出入国管理、入国、滞在及び就労に関連する法令のすべての規定であつて、(a)から(e)までに規定していないもの

3 前条2に定義する重要な職責を有する者の滞在期間については、三年間(この期間は、五年間までを限度として更新することができる。)に限る。同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在期間については、一年につき九十日間に限る。当該同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在許可が翌年について更新される場合には、更新を申請する当該自然人は、更新前と更新後のスイスにおける二回の滞在期間の間に、少なくとも二箇月間スイス外に滞在しなければならない。

4 スイスにおける雇用期間に制限のない雇用契約に基づく無期限の又は更新可能な在留許可によってスイ

スへ入国し、又はスイスに滞在する自然人については、スイスにおける一時的な滞在又は一時的な雇用を目的としてスイスへ入国し、又はスイスに滞在する者とはみなさない。

第四条 最恵国待遇の制限

第四十五条の規定は、すべての分類の自然人（サービス提供者に限る。）の移動について規定する二国間協定であつて、リヒテンシュタイン公国又は欧州共同体若しくはその加盟国とスイスとの間で締結されるものに基づく措置については、適用しない。

第二節 非サービス分野

第五条 自然人の分類に係る定義

- 1 2及び3に定義する自然人の分類は、この付録の第六条の規定の適用について関連を有する。
- 2 特定の企業内の転勤としてスイスに転任する重要な職責を有する者（企業内転勤者）
スイス外にある日本国の特定の企業が、スイスに設立した支店、子会社又は提携する会社を通じてスイスにおいて非サービス分野で事業活動を行う場合において、その企業の被用者である次の(a)及び(b)に定義される者が、当該企業内の転勤としてスイスに転任するときは、当該者。ただし、当該者については、重

要な職責を有する者に限るものとし、かつ、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である者に限る。

(a) 役員及び上級管理職

当該企業又はその一部門を主として指示する自然人であつて、当該企業の上級役員、役員会又は株主から一般的な監督又は指示のみを受けるもの（当該企業の実際の製造工程に関連する業務を直接行う自然人を除く。）

(b) 専門家

3 高度の資格を有する自然人であつて、当該企業の製造、研究設備、技術又は経営の分野における高度の水準の専門知識を有することにより、製造工程について当該企業内において重要な職責を有するもの
3 スイスに移動する他の重要な職責を有する者

(a) 業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用訪問者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であつてスイス外にあるものの被用者である自然人が、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合におい

て、当該自然人が2(a)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、スイスに当該企業の業務上の拠点を設立する目的でスイスに入国しようとしている場合に限る。

(b) 物品の販売契約の締結に従事する者

企業によって雇用され、又は委任を受けている自然人が、当該自然人を雇用し、又は委任を与えている当該企業に代わって物品の販売契約を締結するためにスイスに一時的に滞在する場合には、当該自然人。当該販売契約の締結に従事する者については、一般公衆に対して物品を直接販売してはならない。

第六条 入国及び一時的な滞在に関する一般規定、条件及び制限

1 第七章の規定にかかわらず、前条2及び3に定義する者の入国及び一時的な滞在に関する約束については、スイスの関係法令（特に、外国人に関する連邦法（L E t r, R S 一四二・二〇））及びその下位法令に従うものとする。

2 前条2に定義する重要な職責を有する者の滞在期間については、三年間（この期間は、五年間までを限度として更新することができる。）に限る。同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在期間については、一年につき九十日間に限る。当該同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在許可が翌年

について更新される場合には、更新を申請する当該自然人は、更新前と更新後のスイスにおける二回の滞在期間の間に、少なくとも二箇月間スイス外に滞在しなければならない。

3 入国及び一時的な滞在が許可される自然人の数の上限についてのスイス法の規定は、前条2及び3に定義する分類に該当する日本国の自然人については、適用しない。

4 この節の規定の適用上、第五十三条、第五十八条及び第六十条の規定を準用する。

5 スイスにおける雇用期間に制限のない雇用契約に基づく無期限の又は更新可能な在留許可によってスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人については、スイスにおける一時的な滞在又は一時的な雇用を目的としてスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人とはみなさない。

第七条 定義

第六十四条の規定にかかわらず、この節の規定の適用上、第四十四条(b)、(f)、(g)、(h)、(k)及び(1)に規定する定義を準用する。